

医 薬 第 7 1 1 号
平成30年6月13日

公益団法人全国自治体病院協議会北海道支部長 様

北海道保健福祉部長

平成30年度「愛の血液助け合い運動」の実施について（通知）

献血の推進につきましては、日ごろから格別の御配意をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、すべての血液製剤を国民の献血によって安定的に確保する体制を早期に確立するため、広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に、継続的な推進が必要な成分献血・400mL献血への協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とした「愛の血液助け合い運動」（平成30年7月1日から7月31日までの1ヶ月間）を別紙実施要綱により全国一斉に実施することとしています。

つきましては、本道においても、この実施要綱を踏まえ、別添「平成30年度「愛の血液助け合い運動」北海道実施計画」のとおり実施しますので、この趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

連絡先 地域医療推進局医務薬務課
医務薬務グループ 竹内
Tel 011-231-4111（内線 25-331）
Fax 011-232-4108

平成30年度「愛の血液助け合い運動」北海道実施計画

1 目的

道民の医療に必要な血液製剤を献血によって確保する体制を早期に確立するため、広く道民に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に、継続的な推進が必要な成分献血・400mL献血への協力と血液製剤の適正使用への協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とする。

2 期間

平成30年7月1日から7月31日までの1ヶ月間

3 実施事項

(1) 北海道、日本赤十字社北海道支部の実施事項

ア 広報機関による啓発宣伝

北海道及び日本赤十字社北海道支部は、本運動の趣旨の周知を図るため、各々の広報手段を活用するとともに、報道機関等に広報資料を提供して取材の依頼等を行う。

イ 広報資料の配付

広報資料を関係団体へ配布し、会社、工場、学校、病院、駅、各種団体及び地域組織等に対し、目につきやすい場所への掲示等を依頼する。

ウ 血液製剤の使用適正化の推進

北海道赤十字血液センター及び医師会等関係機関と連携を図り、血液製剤の使用適正化の推進に努める。

エ 若年層の献血者対策の促進

北海道赤十字血液センターと連携を図り、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発に努める。

オ 複数回献血の促進

北海道赤十字血液センターが運営する複数回献血クラブに協力する。

(2) 各総合振興局（振興局）保健環境部（地域保健室）の実施事項

ア 広報機関による啓発宣伝

地元の報道機関、市町村の広報紙等の媒体を利用し、本運動の趣旨の徹底を図る。

イ 運動の実施

市町村、献血推進協議会、その他関係機関と連携を図り、将来の献血を担う若者を中心に

広く地域住民各層に献血への協力を呼びかけるなど、地域の実情に応じた運動を展開する。

ウ 献血協力団体の指導育成

関係機関と連携を図り、会社、工場、学校、地域組織等の献血協力団体の育成に努める。

(3) 北海道赤十字血液センターの主な実施事項

ア 各種行事の実施

運動に関する行事を実施し、献血運動の一層の推進を図る。

イ パネル等による啓発

献血に関するパネル展等を開催し、若年層を中心に広く各層に対し献血への理解を求めるとともに協力を呼びかける。

ウ 成分献血の推進及びPR

広く道民各層に成分献血への理解と協力を求め、成分献血の推進を図る。

エ 若年層の献血者対策の促進

学生献血推進協議会と連携するなど、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図る。

オ 複数回献血の促進

複数回献血クラブを運営し、情報誌の配布、健康相談の実施等サービスの提供を行い、複数回献血者の確保を図る。

カ その他

関係機関と連携を密にして、地域の実情に応じた運動を実施する。

4 報告

各総合振興局（振興局）保健環境部（地域保健室）及び北海道赤十字血液センターは、本運動の実施に関し次の事項等について、8月17日（金）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長宛て報告すること。

なお、各総合振興局（振興局）保健環境部（地域保健室）においては、別紙様式により報告すること。

- (1) 本運動期間中の献血受入実績（北海道赤十字血液センターのみ）
- (2) 運動行事の実施状況（資料添付のこと）
- (3) 本運動に対する要望事項
- (4) その他参考となる事項

薬生発 0417 第 3 号
平成 30 年 4 月 17 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

平成 30 年度「愛の血液助け合い運動」の実施について

献血の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年度においても、厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社の共同主催により、我が国の血液事業を安定的・継続的に維持するため、医療需要の高い 400 ミリリットル全血採血、成分採血を推進及び普及させるとともに、血液製剤の国内自給を確保するため、献血について国民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とした「愛の血液助け合い運動」（平成 30 年 7 月 1 日から 31 日までの 1 か月間）を実施することといたします。

貴都道府県におかれましては、日本赤十字社各都道府県支部と連携し、積極的な活動を展開するとともに、貴管内機関及び関係団体に対しましても、積極的に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課献血推進係 大山
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電 話：03-3595-2395（直通）
F A X：03-3507-9064
メール：ooyama-kazuhito@mhlw.go.jp

平成 30 年度「愛の血液助け合い運動」実施要綱

1 目 的

我が国の血液事業を安定的・継続的に維持するため、医療需要の高い 400 ミリリットル全血採血、成分採血を推進及び普及させるとともに、血液製剤の国内自給を確保するため、献血について国民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とする。

2 期 間

平成 30 年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの 1 か月間

3 標 語

「救いたい あなたの未来 私から」

4 実施機関（予定）

主 催 厚生労働省、都道府県、日本赤十字社

後 援 文部科学省、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、
日本病院会、全日本病院協会、全国自治体病院協議会、
日本病院薬剤師会、日本新聞協会、日本雑誌協会、
日本放送協会、日本民間放送連盟、日本民営鉄道協会、
全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本看護協会
日本血液製剤協会、日本労働組合総連合会、
日本経済団体連合会、日本製薬団体連合会、
全日本医薬品登録販売者協会、全国配置薬協会、

協 賛 健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国社会福祉協議会

5 実施事項

(1) 厚生労働省及び日本赤十字社における実施事項

ア 各種広報手段の活用

厚生労働省及び日本赤十字社は、本運動の実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用する。

イ ポスターの配布等

厚生労働省及び日本赤十字社は、本運動用ポスターその他の印刷物を作成し、各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部等に配布する。

ウ 献血運動推進全国大会の開催

厚生労働省、岡山県及び日本赤十字社は、本運動の趣旨の普及を図るため、「第54回献血運動推進全国大会」を開催する。

(2) 各都道府県等における実施事項

ア 運動計画の策定

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、十分に連携しながら、各都道府県献血推進協議会、管内各市区町村及び各種献血推進団体の協力の下に、それぞれの地域の実情に即した運動計画を策定した上で、本運動を実施する。

イ 各種広報手段の活用

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、本運動の実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用する。

ウ ポスターの掲示等

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、厚生労働省及び日本赤十字社から配布されるポスター等の掲示・配布を行うとともに、企業、学校、病院、駅、各種団体、地域組織等に、これらの配布と公衆の目につきやすい場所への掲示等を依頼するなど、効果的な啓発活動に取り組む。

エ 献血推進大会等の開催

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、本運動期間中、特に関係諸機関、各種団体等の協力を得て献血推進大会、講演会、座談会、献血者の表彰、標語募集、映写会等の催し物を開催し、住民に対し血液に関する正しい知識の普及に努めるとともに、献血に関する理解と協力を求める。

オ 血液製剤の適正使用の推進

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、管内市区町村及び血液センターと十分に連携しながら、医療機関に対して血液製剤の適正使用の推進を図る。

カ 若年層の献血者対策の推進

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、若年者献血ボランティア組織、青少年の献血ボランティア組織等との組織的な連携を構築し、若年層への献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図る。

キ 企業等における献血の推進

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、各都道府県献血推進協議会及び血液センターの協力を得て、企業等における献血の推進を図る。

ク 複数回献血の推進

日本赤十字社各都道府県支部は、複数回献血者を確保するためのクラブにおいて、情報誌の配布、健康相談の実施等、サービスの提供を行うよう努める。

各都道府県は、当該クラブの運営に協力する。